

平成 27 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 3 回会議要旨

<開催日>

平成 27 年 6 月 29 日（月）

<場所>

本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<出席者>

外部評価委員（5 名）

平野部会長、金澤委員、小菅委員、小山委員、鱒沢委員

事務局（2 名）

羽山主査、杉山主事

説明者（5 名）

多文化共生推進課長、障害者福祉課長、高齢者福祉課長、健康推進課長、健康企画・歯科保健担当副参事

<開会>

【部会長】

第5回外部評価委員会第2部会を開会します。

本日は、計画事業の外部評価にあたり、お手元の進行予定表のとおり、ヒアリングを実施します。

委員の皆様は、チェックシートが配られていますので、適宜メモ等の書き込みを行いながらヒアリングをしてください。

外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第2部会のテーマは「福祉、子育て、教育、くらし」です。

私は、外部評価委員会第2部会部会長の平野です。部会の委員は、鱒沢委員、小山委員、金澤委員、小菅委員です。

今年度は、第二次実行計画期間の4年間のうち、3年目にあたる平成26年度を評価する年です。

また、今年度は第三次実行計画策定の年でもあるため、外部評価委員会では、計画事業のまちづくり編の全事業を評価することとしています。そして、外部評価する事業はほぼ全てヒアリングを実施させていただくこととしました。

本日は、五つの事業についてヒアリングを行うので、1事業につき、30分の想定でヒアリングを行います。

前半15分程度で事業の体系と評価シートの内容をご説明いただきます。事業の体系について

は事務局である行政管理課から、評価シートの内容については説明者である所管課長からご説明いただきます。

そして、後半15分程度で、各委員から質問を行う形で進めたいと思います。

質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。それでは、計画事業11「外国にルーツを持つ子どものサポート」について、事務局から体系説明をお願いします。

【事務局】

「外国にルーツを持つ子どものサポート」についてご説明します。

この事業は、先日ヒアリングを実施しました「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」や、「学童クラブの充実」と同じ個別目標、「子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち」に位置付けられた事業であり、基本施策も同じく「地域において子どもが育つ場の整備・充実」に位置付けられています。

同じ基本施策の中に、経常事業として今年度、外部評価対象となっている「保育所の保育委託」や「家庭的保育事業」などがあります。

今回、ご説明する計画事業11「外国にルーツを持つ子どものサポート」は、「23年度に実施した実態調査の結果を踏まえ、24年度に具体的な施策を検討し、サポート事業を実施していきます。外国にルーツを持つ子どもが、学校や地域で健やかに成長するために、地域で課題を共有するとともに、日本語学習支援、教科学習支援、生活支援に取り組む」という内容になっています。

事務局からのご説明は以上です。

【部会長】

多文化共生推進課長、よろしくお願いします。

【説明者】

「外国にルーツを持つ子どものサポート」について、ご説明します。

新宿区は非常に外国籍の方が多く、住民の現在11%の方が外国籍の方で、120カ国弱の国々の方が新宿区内にお住まいです。

外国にルーツを持つ子どもの実態調査の中では、外国にルーツを持つ子どもを含む世帯数は1,477世帯となっています。

では、具体的に計画シートについてご説明します。

本事業の手段としては、シンポジウムの開催、サポート検討組織の設置、具体的な施策の検討、子ども日本語教室の運営があります。

平成26年度に実施した内容です。平成26年8月末に新宿区多文化共生まちづくり会議から外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上についての答申を受けました。

そこでは、今後、取組が必要な項目として、1番目として日本語指導體制の強化、2番目として家庭へのサポート、地域での連携強化、3番目として母語、母文化の尊重、4番目として教育を受ける機会を逸さないための取組が提言されました。

この答申を具体的なものにしていくため、まず基礎事業について、答申に対する取組状況を検証していきました。年度末には第3期新宿区次世代育成支援計画、新宿区子ども・子育て支援事業計画が正式に策定されました。

その中で、外国につながりがある家庭と子どもたち及び外国籍等の子どもや保護者への支援について、取組の方向が掲げられ、これに基づく事業と平成30年度を目途とした目標が示されています。

また、他の事業としては、子ども日本語教室を新宿未来創造財団に委託して行いました。評価についてご説明します。

平成26年度は、新宿多文化共生まちづくり会議の答申が8月に出て、その中で外国にルーツを持つ子どもの教育環境の向上について答申が出され、ここでの指摘も含めた第三期新宿区次世代育成支援計画の策定がされたため、庁内の横断的な体制における具体的な施策の検討、実施を目標としたことは適切と判断しています。

また、有識者、外国人コミュニティ団体の代表、外国人支援団体、町会、地域の代表といった、多様な主体による新宿区多文化共生まちづくり会議により、サポート施策の検討を行ったことを効果的、効率的と判断しました。

さらに、まちづくり会議答申により、サポートに関する具体的な施策や方向性が示され、子ども日本語教室の運営方法の見直しを行うなど、基礎事業の改善も行っているところから、目的の達成度を高いとしました。

これらを踏まえ、総合評価についても、計画どおりと評価しました。

今後の方向性についてです。

新宿区多文化共生まちづくり会議の答申、第三期新宿区次世代育成支援計画を踏まえ、教育委員会や子ども家庭部等、関連部署との連携をより綿密に図ります。施策をホームページや外国語の広報紙等の広報媒体により、積極的にPRするとともに、これまで培ってきた外国人コミュニティ等のネットワークを通じて、効果的に情報提供をします。

なお、第三期新宿区次世代育成支援計画の中で、施策が体系的、総合的に推進されるように定められました。これまでの課題、今後新たな課題についても、この計画に基づいて、当課が中心となり、他部署、特に教育委員会、子ども家庭部との連携調整、区の施策としての一貫性を持たせるための機能を果たしていければと思います。以上で説明を終わります。

【委員】

国際化の進む中、また、東京オリンピック・パラリンピックを控えて、とても現代的な課題に取り組まれていることに、まず敬意を表したいと思います。

全庁的な取組ということで、具体的に、部や課が一緒になって進める組織的な取組なのか、全職員の体制なのかをお聞きしたいと思います。

さらに、答申を受けて4つの方針が出されました。私は外国人の方々の、生活環境、住居とか衣食とかということが一番の課題と思っていましたが、方針を見ると、冒頭に教育環境の改善ということが挙げられました。例えば高校受験を控えた中学3年生の学習環境を整備するこ

とは本当に現実的な問題で大変だろうと思っておりますが、高校受験の受験率などはどうなっていますか。

また全体的に見て、約120か国におよぶ外国籍の住民がいて、区民の11%を占めるということは、区民になかなか知らされておらず、もっと区民にアピールしなければいけない数字だろうと思います。

【説明者】

1点目の横断的な体制について説明します。まず1つは庁舎内において、教育委員会や子ども家庭部などが参加する多文化共生の庁内推進会議で、施策についての連携を図るための会議をしています。

もう1つは、区長が設置しているまちづくり会議の答申です。そこでの様々な提言を具体的にどのように施策に落とし込むかを、行政課題のことも含めて話し合うため、庁内で部長級を含めた推進会議というものを設置しています。

前年度については、まちづくり会議の答申があり、これが具体的にどのように施策に反映するのかの具体的な現在の施策のレベルの問題と、将来的も含めた区全体の問題、この2つの問題が中心の議題になっていました。

併せて、まちづくり会議の中で、今後は専門的な多文化にかかわる職員の要請、育成というのは必要なのではないかというような提言もされています。

ただ、既に区内11%の方が外国籍の方で、現実的にはこれからもっと増えてくるという状況を踏まえると、一部の専門家がいたから大丈夫というわけではないと思っており、昨年度の段階で全庁的に、多文化にかかわる施策の講演会など行って、全庁の職員のレベルアップを図るということも行っています。

それから高校進学等を控えた外国籍の子どもの問題は私どもにとっても非常に大きな課題です。例えば子ども日本語教室は、ただ単に日本語を教えるだけではなく、ボランティアの方々が教科指導もやっています。

まちづくり会議の答申も踏まえて、子ども日本語教室の中で、それまでは平日には小学生と中学生を同じ時間帯でやっていましたが、今は小学生が大体5時から7時ぐらいまで、7時から9時ぐらいまでが中学生ということで、対象を分けてやっています。また受験を控える子どもについては、土曜日に別の日本語教室を開催し、そこで受験対策をやっています。

【委員】

その日本語教室というのは、1か所だけですか。

【説明者】

夜の日本語教室は、教育センターで行っているものが一番大きいですが、榎町地域センターでやっているものもあり、2か所で行っています。

日本語教室というのは、日本語がしゃべれない小中学生を対象に、教育センターで日本語を初期指導するという形をとっています。

その後は、要望に応じて学校ごとに日本語指導や教科指導を行っています。ただ受験のこと

も含めて、それでは足りないということもあるため、夜にも日本語教室を行っています。

【委員】

多文化共生の専門性を持つソーシャルワーカーの配置を検討すべきか考えるとあったのですが、詳しくお伺いしたいと思います。

【説明者】

専門的な職員の配置というのは、まちづくり会議の中で提言されました。専門的な職員を配置すると提言されたということは、そういった職員が必要ということは間違いありませんが、既に11%の方が外国籍の方ということも踏まえて、一部の専門的な職員というだけではなく、全職員について多文化共生の資質、考え方をレベルアップして対処しなければいけないだろうというのが区の考え方です。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

この事業は外国人の子どものサポートですよ。外国人のための施策は、他にもたくさんありますか。

【説明者】

例えば、「地域と育む外国人参加の促進」などがあります。日本語教室一つ取っても、子どもを対象としたものは、教育委員会が中心になっていますが、大人を対象としたものについては、基本的には新宿未来創造財団がやっています。

【委員】

この計画事業はいろんなものに統合されて、次年度からなくなっていく形ですか。

【説明者】

まちづくりの会議の中でも新宿区の施策というのは、個別には沢山あるものの、それが横断的にうまくリンクしていないのではないかとというような意見があります。次年度以降について、横断的な、調整を私どもで果たしていくということが重要ではないかと考えまして、子ども日本語教室については、これまでの成果と改良すべき点等も踏まえて、経常的な事業として行っていくという考え方を持っています。

【委員】

私は、120か国弱、しかも11%を占める外国人がいて、その人数に対して、そんなに簡単にアプローチできるものではないだろうし、頑張って事業を実施していると感じました。

ただ、アプローチできたところに対しては頑張れるんだけど、そうじゃない人たちは一体どうなるのかが、とても気になりました。例えば広報媒体にしても、外国人向けの情報ホームページとか外国語広報紙、新宿ニュースは、英中韓しかできていないわけで、120か国にどうやってアプローチするのだろうかと思いました。親にアプローチできないということは、子どもに結びついていかないわけですよ。現実はこの答申を見ても、外国人の人数の全体の割には、子どものサポートにつながっていないことが、とても心配だなという思いを持ちました。

学校に入っていてコミュニティができ上がっている外国人の子どもに対しては、コミュニティを介してできるんだけれども、120カ国のコミュニティなんて絶対できていないですよ。そういう子どもに今後どのように対応していくのか、お聞きしたいと思います。

【説明者】

大変難しいところと考えております。ただ、日本の中で住んでいるという前提がありますので、日本語での簡単な日常会話ができる方も多いという状況があります。

日本である以上、やはり分かりやすい日本語を使ってコミュニケーションを取るのが、私どもの考え方になっています。ですから、地域の共通言語としては日本語というのが、なくてはなりません。全ての方に行き届いているかという問題はありますが、教育委員会と連携して、子どもの日本語教室をなるべく充実させていくということで、今後とも進めていければと考えています。

【委員】

学校に来ない外国籍の子どもたちの対応は非常に重要だと思ったので質問しました。スクールソーシャルワーカーが関わっていくのでしょうか。

【説明者】

私たちだけで行き届くところと、行き届かないところがどうしても出てくるのが現実的にあると思います。そういう問題については、色々、事件が起こっているところを含めて、昨年度から子ども家庭部や特別出張所などが、綿密に調べています。

そういう方が見つかった場合に、どう対応するかというのも、今、構築しているところです。

【部会長】

意見だと思って聞いていただければと思います。10人に1人が外国人という新宿区らしい事業だと高く評価しています。それぞれのセクションで、外国人に対して理解を持つということはいいと思いますが、専門家も必要だと思います。例えば障害者に対する理解は全てのセクションで必要ですが、障害者福祉課は要らないのかというと、それはないですよ。やはり専門家も必要だと思います。

特に、外国人の場合は切れ目なく支援をすることが難しいと思います。どこかで支援が途切れてしまうと次につながらないということがあるため、そういう「つなぐ」ということを考えていくということが必要ではないかと思います。そういう意味では専門的支援もあるといいと思いました。

【説明者】

ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

では、計画事業32「障害者の福祉サービス基盤整備」についてお聞きしたいと思います。事

務局から体系説明をお願いします。

【事務局】

計画事業32「障害者の福祉サービス基盤整備」についてご説明します。

この事業は、先日ヒアリングを実施した介護保険サービスの基盤整備や、ホームレスの自立支援の促進と同じ個別目標、「だれもが支え合い、安心してらせるまち」に位置付けられた事業です。

この個別目標には3つの基本施策があります。

1つ目が「高齢者とその家族を支えるサービスの充実」、2つ目が「障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実」、3つ目が「セーフティネットの整備・充実」という基本施策です。

今回ご説明する計画事業32「障害者の福祉サービス基盤整備」は、3つある基本施策のうち、2つ目の基本施策「障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実」に位置付けられています。

同じ基本施策の中には、経常事業として、昨年度、外部評価を実施しました障害者への自立支援給付等や、障害者地域生活支援事業などがあります。

計画事業は、本事業のみが基本施策に位置付けられています。

計画事業32「障害者の福祉サービス基盤整備」は、「障害のある方が、地域での生活を支援するため、入所支援施設やグループホーム等の設置を促進します。また、精神障害者の病院から、地域生活への円滑な移行を支援するため、支援施設を整備する」という内容になっております。

事務局からのご説明は以上です。

【部会長】

障害者福祉課長ご説明をお願いします。

【説明者】

障害者福祉課長です。よろしく申し上げます。

手段として、**【障害者入所支援施設(知的等)・グループホーム(知的)等の設置促進】**と**【精神障害者支援施設の設置促進】**があります。

【障害者入所支援施設(知的等)・グループホーム(知的)等の設置促進】については施設整備運営事業者等と協力を重ねて入所者説明会を開催し、入所者を決定しました。また、建設費の補助を行いました。

【精神障害者支援施設の設置促進】です。精神障害者支援施設は障害者生活支援センターのことです。工事説明会や小・中学校保護者向け説明会、地域説明会を開催して、平成26年4月から建設工事を開始し、平成27年3月に竣工しました。

指標の達成状況です。指標1の入所支援施設の開設は、目標の1所を平成27年3月に開設したため目標を達成することができました。

指標3は障害者生活支援センターについての指標ですが、平成26年度の施設完成、平成27年

度の開設を目標としています。平成26年度中に工事が終わり、平成27年7月に開設する予定のため、目標は100%達成しています。

これを受けて、評価の内容、評価の理由、今後の方向性についてです。

まずサービスの負担と担い手についてです。障害のある方が、住みなれた地域で安心して生活が継続できるように、シャロームみなみ風を民設民営で、区有地を貸し付けて実施しています。

障害者生活支援センターは精神障害者を対象とした宿泊型の自立訓練を行う施設で、指定管理者制度を導入しています。それぞれ違った状況ですが、適切と評価しました。

適切な目標設定についても、目標設定に沿って順調に進捗したことから、適切と判断しています。

効果的・効率的な視点です。シャロームみなみ風を民設民営方式で、障害者生活支援センターは指定管理で運営しています。特に精神障害者の施設については、宿泊を伴う訓練等の民間事業者による設置が進んでいない状況だったため、指定管理で運営を行い、効果効率的と判断しています。

目的の達成度ですが、順調に進んだため達成度が高いと判断しています。両施設とも、地域説明会を開催し、地域からの理解を深めながら、施設整備を進めてきました。地域への理解も得られていると思っています。

総合評価としても、計画どおりという形で目標は達成できていると判断しました。

今後の方向性ですが、グループホームの建設については引き続き計画事業として実施していきたいと考えています。

本日、ご説明した2つの施設については、今後、運営に力を入れていくため、計画事業としては終了して、経常事業として適切に運営をしていきます。

【部会長】

ありがとうございました。

【委員】

シャロームみなみ風と障害者生活支援センターができたということは、障害者とその保護者の方たちにとって大きな力になっているというイメージを持っていて、よかったと感じています。ただ、これで足りるわけではなく、今後ますますこの障害者にかかわる施策というものが推進されていかなければならないと思っています。

目標設定2に上げているグループホームについては、既に設置が完了しているということですが、このグループホームとは、知的障害者のグループホームのことで、精神障害者のグループホームも多数存在するわけですね。精神を患っている方がこれから増えていく可能性がすごく大きいですね。精神障害者のグループホームと区役所のかかわりというのはどうなっているのでしょうか。

【説明者】

今後、障害者生活支援センターが区内の精神障害者に対する支援の核になるというふうに私

どもは考えています。障害者生活支援センターではサービスの利用計画等の作成の支援なども行いますので、色々な相談をここに持ってきてもらいたいです。

なお、今後は精神障害と知的障害ともにグループホームの建設促進は経常事業ではなくて計画事業として実施していきたいと考えています。

【委員】

ご質問したいのは、新宿区の障害者福祉計画に基づいて、3障害の、精神、知的、身体障害者の件数が上がっていると分かりやすいという感じがするんですが、どのぐらいの3障害の方がいて、入居を希望している、特に宿泊型の入所を希望しているのは何人ぐらいいるのか。さらにシャロームみなみ風も含めて、宿泊型というのは初めてですから、充足率というのほどの程度考えているのかというのを、わかる範囲内で教えていただきたいというのが1点です。

2番目は、効果的な視点の評価の中で、知的障害者を対象とした宿泊施設のシャロームみなみ風についての評価が欲しいという感じはしました。

開設した直後、シャロームみなみ風の中も見てきました。

まず、私以外にも相当数の者が見学をしていたんですが、ほぼ同じような感想を申しました。

まず一番驚いたのは、自立のための訓練施設です。今考えられる大変優秀な施設設備が整っているということで感心しました。

2番目は、居住環境がとてすばらしいということです。ワンルームで空間もゆったりとてありますし、大変すばらしいと感じました。そして、更にすばらしいのは、職員の対応、これもマンツーマンに近いような対応をしていただけたという話も聞いて、見学者はいずれも感嘆の声を上げました。すばらしい空間で、自立訓練ができるのではないかと思います。

そういう意味で、効果的・効率的な視点に入らないのでしょうか。

【説明者】

それでは、シャロームみなみ風のほうから先にお答えします。

シャロームみなみ風は、民間の力が充実してきている状況の中、区立ではなく民設民営という形で公募を行い、その中から選ばれた法人に運営を任せています。

運営については、順次始まっていますが、見学のほうもひっきりなしにというような形です。喫茶室では、作業でつくったようなものを販売していますので、ぜひご利用していただければというふうに思っております。

私も施設を見学に行くと、大体の利用者が慣れてきて、施設になじんでいます。なかなかなじめなくて、見学している間も職員と一対一の方もいました。例えばシャロームみなみ風では、民設民営方式で施設を整備したため、檜風呂を作って、そこで入浴をしていますが、少しでも利用者の心が和らぐということは必要で、すごく効果的なことだと見学して思いました。

1番目の質問ですが、身体障害者の手帳をお持ちの方というのは、平成26年度は1万826人です。

知的障害者、愛の手帳の保有者数というのは、平成26年度は1,470人、それから精神障害者

の保健福祉手帳の有効手帳数が2,175人です。

2番目のシャロームみなみ風の話に戻りますが、入所希望の倍率が約1.5倍から3倍、女性や男性比の数がおよそ2倍というような形だったことから類推して、希望者はまだいると想定しています

【部会長】

障害者の福祉サービスの基盤整備ということで、入所施設とかグループホームの話で、いわゆる障害者の住環境、生活の場の保障ということです。

質問の1点目ですが、在宅サービスや援助はもう充足していて基盤整備はできているという解釈でしょうか。

2点目は、目標としたものを作って整備が達成できたということなのですが、待機者も全部解消してニードにも応えられるようになったのでしょうか。

【説明者】

在宅の基盤整備は達成しているのかという質問です。施設を建設するということになると、計画事業の中で実施していくということが必要になってきます。

在宅の基盤整備について必ずしも満足をしている状況だとは思っていませんが、経常事業という中で不足な部分、課題がある点を解決しながら実施していきます。

それから基盤整備の目標は達成しましたが、まだ希望者がいてニーズは存在するだろうとは思っています。次にどこに建てるという計画はないので、でき上がった施設について安定的な運営ができていくか見ていくという段階です。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

計画事業30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」と計画事業35「高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備」について、最初に事務局のほうから体系のほうの説明をお願いします。

【事務局】

計画事業30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」と計画事業35「高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備」について、体系説明を行いたいと思います。

初めに計画事業30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」についてご説明します。

この事業は先日ヒアリングを行った、「介護保険サービスの基盤整備」と同じ個別目標、「だれもが互いに支え合い、安心してらせるまち」に位置付けられた事業であり、基本施策も同じく、「高齢者とその家族を支えるサービスの充実」に位置付けられています。

同じ基本施策の中には、経常事業として、「高齢者総合相談センター事業」や、健康部が実施する「後期高齢者医療制度」などがあります。

今回ご説明する「高齢者を地域で支えるしくみづくり」は、「高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるように、高齢者を地域で支えるための仕組みづくりを広く区民関係者と連携

し、構築します」という内容になっています。

次に、計画事業35「高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備」についてご説明します。

この事業は、個別目標「だれもがいきいきと暮らし、活躍できるまち」に位置付けられた事業です。この個別目標は、「誰もが生きがいを持ち、豊かな気持ちで日々を暮らし、生涯にわたって活躍することのできるまちを目指します」という内容です。この個別目標には4つの基本施策があります。

1つ目の「高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供」、2つ目の「障害のある人の社会参加・就労支援」、3つ目の「新たな就労支援のしくみづくり」、4つ目の「だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり」という4つの基本施策です。

今回、ご説明する計画事業35「高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備」は、この個別目標の中に4つある基本施策のうち、1番目の「高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供」という基本施策に位置づけられています。

同じ基本施策の中に経常事業として、「新宿区シルバー人材センターの運営助成等」、「高齢者福祉活動事業助成等」、「ことぶき館の運営」などがあります。

計画事業としては、同じ基本施策に位置づけられている事業は、本事業のみとなります。

今回、ご説明する「高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備」は、「元気な高齢者や団塊の世代の経験や能力を活用し、身近な地域での人のつながりや地域交流の活性化を図っていくことが求められています。そのため、ことぶき館をボランティアなど社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えたシニア活動館と、地域での仲間づくりや介護予防などに取り組む場となる地域交流館に整備します」という内容です。

事務局からの説明は以上です。

【部会長】

では、高齢者福祉課長よろしくお願ひします。

【説明者】

高齢者福祉課長です。よろしくお願ひします。

それでは、計画事業30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」についてご説明します。

「高齢者を地域で支えるしくみづくり」は、高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるように、高齢者を地域で支える仕組みづくりを広く区民、関係者と連携し、構築していくことを目的とした事業で、その取組としては、次の4つの手段を講じています。

1つ目は、高齢者総合相談センターの区有施設への併設です。

高齢者総合相談センターは、地域包括ケアを担う中心的な相談機関として、これまでも職員の質の向上や、関係機関との連携を深めるなど、機能強化を図ってきましたが、更に区民に親しまれ、利用しやすい施設とするために、高齢者総合相談センターを他の区有施設等との併設を進めています。

目標水準として、平成27年度までに委託型の高齢者総合相談センター9所のうち、落合第一高齢者総合相談センターを除く、8所を区有施設に併設するものです。

平成25年度までの状況としては、榎町、笹岡町、戸塚、若松町、落合第二、柏木・角筈、四谷の7つの高齢者総合相談センターについて、併設が完了しています。

平成26年度 of 取組内容ですが、残りの1所となる大久保高齢者総合相談センターの移転先について検討を行いました。

2つ目は、認知症高齢者支援の推進です。

区では、認知症高齢者を支援するため、様々な事業を展開していますが、その多くは東ブロック、中央ブロック、西ブロックの3ブロックに分けて実施しています。

そのうちの、認知症サポーターの養成、活動拠点の整備についてご説明します。

区では、認知症に対する正しい知識を持っていただき、認知症になられた方や、そのご家族を温かく見守る認知症サポーターの養成を平成20年度から推進しており、昨年度までに11,308人の方々に受講していただいています。

なお、区役所内でも福祉部の職員と、管理職については、地区会でこの認知症サポーターの養成講座を受講するようにしています。

また、サポーターになった方が、更に知識を得て、地域で活動ができるよう、フォローアップ講座や、ワークショップなども開催して、活動を支援しています。

具体的には、認知症サポーター養成講座のお手伝い、認知症家族会の運営支援、地域センターまつりに高齢者総合相談センターが出すブースにおいて、認知症に関するPR活動などを行っています。

平成26年度 of 取組としては、平成25年度に認知症サポーターの活動拠点として位置付けた笹岡町、若松町、落合第二と3つの高齢者総合相談センターにおいて、継続運営を行っており、サポーターへの支援を実施しています。

3つ目は、地域安心カフェの展開です。

高齢化率の高い都営住宅などで、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者及びその家族などが、気軽に交流や相談ができる場を設け、支援することにより、高齢者や介護者の孤立を防止し、地域に向ける区民の支え合いの充実を図ることを目的としているものです。

区では、区民ボランティアなどの自主的な取組への支援として、高齢者総合相談センターなどの関係機関との連携体制の構築や、区有施設などを活用した開催場所の確保、「広報しんじゆく」による周知などを行っています。

地域安心カフェの展開の目標水準は、平成27年度までに4地域、6所の設置を目指すものです。平成25年度までの状況としては、百人町四丁目の都営百人町アパート内の3つの地域安心カフェ、通称ほっと安心カフェと呼んでいますが、こちらと戸山シニア活動館に地域のボランティアの方々为主体になった、カフェだんだんが開催されています。

平成26年度 of 状況としては、平成26年6月から原町の高齢者複合施設、通称原町ホームにおいて、地域の高齢者を対象としたカフェ・メモリアル原町が開設をしております。

続いて4つ目に支援付き高齢者住宅の整備です。

区では、支援付き高齢者住宅の整備を目的に、平成24年度に新宿区支援付き高齢者住宅検討

会を設置し、検討を進め、平成25年度には支援付き高齢者住宅整備の取組についての報告書をまとめました。

区内ではこの間、国や東京都の補助制度を活用した、民間事業者の参入促進を進めてきました。27年2月に東五軒町にマストクレリアン神楽坂を開設し、これにより区内に整備された支援付き高齢者住宅は3住宅となりました。

事業の評価についてです。

サービスの負担と担い手については、NPOや地域組織、医師会等、様々な担い手と連携していることから適切としています。

目標設定については、区民による利便性や地域バランス、区の役割などを考慮した設定であることから適切としました。

効果的・効率的な視点では、個々の施策では区有施設の移転や、区有施設を活用した実施、地域の実状にあった取組を実施していることから、効果的・効率的としています。

目標達成度については、各指標ともほぼ計画どおり進捗していることから、達成度が高いとしました。

以上のことを踏まえて、総合評価は計画どおりとしています。

事業の方向性については、継続としています。

今後の取組ですが、高齢者総合相談センターについては、残る大久保高齢者総合相談センターの移転先を検討していきます。

認知症高齢者支援の推進では、各拠点となる高齢者総合相談センターが中心となり、認知症の早期発見、早期診断につながりやすい支援体制を尊重していきます。

地域安心カフェについては、新たな場所でのカフェの展開準備と、委託によるカフェの区民主体による運営の展開を進めていきます。

支援付き高齢者住宅は、民間事業者の参入促進による整備を進めるとともに、新たな取組方針の下、関係機関が連携を強化し、高齢者が安心して暮らし続けられる体制を確保していきます。

第二次実行計画期間を通じた分析です。成果としては、各事業はほぼ計画どおりに進んでいます。

課題としては現時点で大久保高齢者総合相談センターの移転先については未定となっていることがあります。

また認知症高齢者支援の推進では、高齢化の進展により、認知症高齢者の増加も見込まれることから、今後も医療と介護、福祉の連携強化が課題となります。

地域安心カフェについては、ひとり暮らし高齢者や、介護者のニーズに沿ったカフェの運営が望まれており、ボランティアのフォローや、担い手の確保なども必要となります。

支援付き高齢者向け住宅の整備は、福祉、健康、住宅の関係機関が連携強化に向けた取組を進めるとともに、民間事業者の参入促進を図る必要があります。

次に第三次実行計画に向けた方向性です。高齢者総合相談センターについては、大久保高齢

者総合相談センターの移転先の検討をしていきます。

認知症高齢者支援の推進では、平成26年1月に国が公表した、新オレンジプランにより一層の充実が求められていることから、区では3月に策定した第6期の高齢者保健福祉計画に基づき、今後の取組を充実していきます。

地域安心カフェについては、区民ボランティアが主体で取り組む方向性で今後も継続して事業を実施していきます。

支援付き高齢者向け住宅については、新たに支援付き住宅の建設に限定をせず、現在お住まいの住宅において必要なサービスを受けることで住み慣れた地域で住み続けられる仕組みづくりを進めていくため、先ほどの第6期の高齢者保健福祉計画に位置付け、民間事業者の参入促進を含めた事業を実施します。

次に計画事業35「高齢者の社会参加といきがづくりの拠点整備」についてご説明します。

高齢者人口の増加に伴い、元気な高齢者や団塊の世代の経験や能力を活用し、身近な地域で人のつながりや地域交流の活性化を図っていくことが求められていることが、区でもそうしたニーズに対応するために、平成21年度より、それまでのことぶき館を、ボランティアなど社会貢献活動の拠点とする「シニア活動館」、地域での仲間づくりや介護予防などに取り組む場としての「地域交流館」に計画的に整備を進めています。

まず、整備の目標水準としては、平成27年度までにシニア活動館4館、地域交流館15館の計19館の整備をするものです。

平成25年度までの状況ですが、シニア活動館4館、地域交流館10館の整備が終了しています。

平成26年度の取組としては、4月に新たに地域交流館4館、本塩町、北山伏、中落合、北新宿第二を開設したことで、シニア活動館4館、地域交流館15館の整備が完了しました。

事業の評価についてです。

まず、サービスの負担と担い手については、シニア世代など幅広い世代の多様なニーズに対応するため、区が高齢者の社会参加、いきがづくりの場を整備することから、適切としました。

目標設定については、地域の状況や施設の現状を勘案した設定であることから適切としています。

効果的・効率的な視点では、機能転換に伴う整備、指定管理者制度の導入により、介護予防教室などへの参加を通して、高齢者の健康増進につながるとともに、施設の利用を通じて、人や地域と触れ合うことで、仲間づくり、生きがづくりにもつながることから、効果的・効率的としています。

目標の達成度については、整備は計画どおり進捗していることから、達成度は高いとしました。

以上のことを踏まえ、総合評価は計画どおりとしています。

今後の取組ですが、残ることぶき館のうち、大久保ことぶき館については、引き続き施設のあり方を検討していきます。

また、薬王寺ことぶき館についても、拠点整備に向けた取組を行っていきます。

第二次実行計画期間を通じた分析ですが、成果として、事業計画どおりに進んでいますが、課題として、施設はほとんどが昭和40年代、50年代に建設されたものであるため、老朽化による施設の維持管理上の面で問題が生じており、建て替えや解体が必要とされる施設も出てきています。

また、保育園や児童館などとの複合施設など、区の直営や指定管理、業務委託などの運営形態が混在する施設もあり、複雑な施設管理形態をとらざるを得ない状況があることから、今後、施設の建て替えや解体が生じた場合は、地域需要を勘案した整備方法等を検討する必要があります。

第三次実行計画に向けた方向性ですが、大久保ことぶき館のあり方の検討及び薬王寺ことぶき館の機能転換による拠点整備を実施していきます。

また、老朽化した施設のあり方については、今後、策定される施設白書や公共施設等総合管理計画を踏まえて検討をしていきます。

説明は以上です。

【委員】

2点あります。

1つ目は、計画事業30「高齢者を地域で支えるしくみづくり」計画事業35「高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備」の説明の中で、社会福祉協議会などと協力をしながらという箇所がありますが、具体的にご説明してください。

2つ目の話は、第二次実行計画を通じた分析の課題で、保育園、児童館等との複合施設において複雑な施設形態になっているとありますが、他区の幼老複合施設や老人ホームとデイサービスと学童保育が一緒になったものなど、幼老共生という考え方などが出てきたので、詳しく教えていただきたいと思います。

【説明者】

まず、新宿区の特徴として、ひとり暮らしの高齢者が多いという状況の中で、なるべく元気な高齢者を地域の担い手として育成をしていきたいと考えています。地域の中でのボランティアの育成は、社会福祉協議会が行っており、シニア活動館が1つの窓口となって、そこから社会福祉協議会につながり、育成されたボランティアが、シニア活動館の活動に協力する、こういう循環の形を取っていきたいということです。

介護保険制度が改正されて、新宿区では来年の4月から総合事業の実施がスタートしますが、地域住民主体のボランティアの活動によるサービスの提供が、その中に含まれています。今まではサービスを提供する方は資格を持ったヘルパーでしたが、今後は資格をお持ちでない方についても担い手となるような高齢者支援を考えていかなければなりません。社会福祉協議会と、人材の育成に関して協力関係を更に密にしながら、事業化に向けて検討を進めています。

2つ目の複雑な施設管理についてです。これは、複合施設で一部は指定管理者制度を導入している施設であっても、子ども関係の事業に関しては指定管理ではなく委託としたり、直営で

管理を行ったりする運営形態を取っているところです。

本来であれば、施設が一体として運営されて、高齢者と子どもたちが関わりを持っていければ良いのですが、それぞれの運営する事業者がばらばらになると、密に連携を取りながら運営することは難しい状況になります。このようなことから、複合施設などは一運営事業者が運営できるような形が望ましいと考えており、課題としています。

【委員】

2点、要望と質問になると思いますが、1点目は、認知症が増加する背景を考えて、この対応のために認知症サポーターの役割と機能をもう少し強化して欲しいです。認知症サポーターを民生・児童委員だけではなく社会福祉士や福祉支援員などまで拡大して、機能強化を図り、養成を厚くして、新宿区内の認知症の取組対策に位置付けられないでしょうか。私はこれからの時代を考えた場合に、必要ではないかと思っています。

もう1点は、認知症の家族会を立ち上げたということですが、成果と課題が分かれば教えていただきたいと思います。

【説明者】

まず、認知症の取組についてサポーターの役割や機能を強化していく必要があるのではないかとありますが、11,000人を超えるサポーターの受講養成が終わっています。

このうち、実際に活動をしてもらっているのは、大体200人強です。実は、多くの企業の方にサポーター養成講座を受けていただきまして、郵便局や薬局の方も定期的に受けています。

また、今年度は新宿区内の4警察署の方全員に対する認知症サポーター養成講座の要請などもいただきました。

実際に活動されている方は、区民ボランティアとなるわけですが、この中で私どもも、これまで家族会の支援や認知症サポーター養成講座のお手伝いなどをしてもらっています。今後は例えばグループホームなどの施設において、こういった認知症サポーターの方がお手伝いできるような取組を進めていき、役割や機能についても、更に充実を図っていきたいと考えています。

2点目の家族会についての成果や課題です。まず課題として、家族会を運営をする際に支援が必要になっていきますので、支援を行うボランティアの方々を更に養成していき、継続的な支援が可能になるようにしていくことが必要であると思っています。

また、家族会は認知症だけではなく、介護を要する方の家族会もあります。この2つの家族会を分けてしまうのではなく、うまく連携をして、一緒にそういった介護をする立場の方々が、情報を共有したり、あるいは、それぞれの立場でお話を聞いていただければ、こういった場が実際に介護をしている方にとっては、心の安定にもつながりますし、大変重要な役割を持っていると思っていますので、今後も継続した実施をしていきたいと考えています。

【委員】

家族会は相当数ありますか。

【説明者】

榎町、大久保、柏木・角筈、この3か所の高齢者相談センターで家族会を開催しています。

【委員】

認知症サポーターの育成については、意図的に企業、郵便局、薬局、警察署などに依頼をかけているのでしょうか。

【説明者】

認知症サポーターの養成については、基本的にはこちらから依頼をするというよりも企業のほうからのお話があります。高齢者の方がよく来る企業や組合、特に金融機関の場合は、振り込め詐欺等の社会問題もありますから、認知症であるかどうかの判断や状態に応じて適切な対応を取っていきたいということもあります。

警察も認知症高齢者に対する対応を課題として捉えているからなのか、今年度、区内の4つの警察署のほうから認知症サポーターの養成講座を全員に受けさせたいという要請がありました。消防などについても、今後、要請が出てくるかなと思います。

これまではそういった企業、組合でまとまった養成講座を実施する状況が多いのですが、やはり地域の中での商店街とか、個人運営の場所においても、高齢者の方が身近な中で、そういった商店をお使いになりますので、できればそういう店舗を構えているところの商店などに、働き掛けを強めていきたいと考えています。

【委員】

高齢者総合相談センターの機能強化については、新宿区が誇るべき高齢者の施策と感じています。

地域で元気な高齢者をこれから支えていくということで、地域安心カフェの件でお伺いしたいんですが、まずは、今は委託中のカフェがどうして区民主体にならないのか、理由はどこにあるかということです。地域安心カフェを運営する時に、区がどういう担い手を期待しているのかということと、とてもかかわってくるのではないかと思います。

社会福祉協議会から応援を受けたり、区から職員が様子を見にきて、様々な指導をしてくださっている中でカフェを運営しています。参加者の方たちの喜びの声などが支えになっていますが、生半可な心意気ではできません。

続いてシニア活動館の件ですが、ボランティアの養成・育成をシニア活動館で行うということとをずっと言っていて、今後の高齢者の保健福祉計画の中でもシニア活動館は単なる居場所ではなくて、地域交流館とは違う機能は、ボランティアの養成、育成となっているわけですね。

しかし現状の中ではシニア活動館がボランティアの育成とか養成とかを担っていると実感できません。先ほどの説明で、シニア活動館が窓口となって社会福祉協議会につなげていって循環していくということで、目指す方向性は分かりました。これを具体化するのに、指定管理者になっているシニア活動館の管理運営している人たちにそれをどういうふうに伝えて、どういうふうに認識させていくのかということをお伺いしたいと思います。

シニア活動館と地域交流館の整備を進め、指定管理者によるサービスになって利用者が拡大、満足度が上がっているということは評価できます。しかしボランティアのところだけが、どう

しても分かりません。これから大きな要になると思いますので、お答えいただきたいです。

【説明者】

地域安心カフェですが、今現在、NPOに委託した形で実施をしているカフェがなぜ区民主体にならないのかというご質問です。

例えば百人町四丁目アパートのカフェについては、集合住宅の棟を変えて3か所、月に合計4回実施しています。そのアパートは震災等の避難などで来ている方や、建て替えなどで、もともとその地域で暮らしていない方々も居住しており、地域コミュニティが十分に図られない状況があります。

ですから、それだけの回数、場所で実施をとというのが、実際、区民主体で行うにはかなり負担が大きくなってしまっていると思います。

今、考えているのは、必ずしも同じ頻度とか、回数ではなくても、まずは区民主体のもので実施を1つでも2つでも行って、そこから徐々に必要に応じた開催場所、あるいは回数を増やしていくような方向で考えていきたいと思っています。

それと今後の担い手をどのように考えていくかですが、地域内にある社会資源、高齢者施設などに働き掛けをして、場所の提供や、基本的な運営を担ってもらい、地域のボランティアがお手伝いに入るような形での地域展開が図られているカフェもあります。今年度も1か所に働き掛けをして、まだ開設ができるかどうか確定はしていませんが、できる限りそういう取組を行っていききたいと考えています。

次にシニア活動館のボランティアの育成です。シニア活動館と地域交流館、本来の役割が違う大きな点は、ボランティアにあります。しかしボランティア養成がこのように働いて、これだけの実績がありますということのお答えができないところです。

シニア活動館を運営する指定管理者が地域交流館も運営している実績があることから、似たような対応を取っているところが多いのですが、指定管理者については、毎年度、事業評価を行っていますので、しっかりと意識付けをさせながら、その取組についての評価を厳しく行っています。

5年が経過している施設もありますので、目に見える形での実績を上げたいところですが、ボランティアの育成が明確になっていない点については課題として認識していますので、今後は更に事業評価や、指定管理者の更新をする際の事業者選定の際にも、ボランティアの育成をしっかりと表に出して、取組を評価させていきます。またしっかりと成果を出させるということで進めていきたいと思っています。

【委員】

ことぶき館と地域交流館の違いはなんですか。

【説明者】

大きな違いは、ことぶき館は区の直営で行っているということで、地域交流館に機能転換した場合は、指定管理者が運営するということに違いがあります。

やっていることの違いで大きなところは地域交流館では、介護予防の事業を自前で行ってい

ます。そのほかの地域の利用者の交流などについては、今までと同じです。運営形態が違うことと、介護予防に関する取組が入ってくるという点で違いがあるということです。

【委員】

24年度の外部評価委員会のヒアリングで社会参加と生きがいがづくりの目標に向けてプログラムを考えていくことが大切だという意見がありました。

しかし現場を見ると、例えばパソコン教室では電源を入れるところから、本当に初歩だけで終わって、次を習おうと思っている人たちは受けられないようです。ステップアップしたプログラムがなければ習った人が教えるというボランティア活動の拠点にはならないわけで、永遠に初心者を集めていくのかなと疑問に思います。

【説明者】

ご指摘のように、パソコン教室や、タブレット型のを使った脳トレなども行っていますが、ステップアップした講座などが、なかなか実施はされていないということです。シニア活動館、地域交流館では部屋を利用して講座を実施しているわけですが、部屋の稼働率がかなり高く、管理料を優先してやっていると、団体などの利用が制限されることもあります。

ことぶき館から、シニア活動館、地域交流館に機能転換したことによって、利用が増えて、特に団体の利用なども大変多くなってきました。これは喜ばしい反面、自主事業を展開するために部屋を使うと、「なんで使えないんだ」というようなご意見を頂戴することから、どこの段階でどういった講座を入れていくかといったことについては、今後、より工夫をしながら検討していきます。

【部会長】

自助、共助、公助、互助とあって、互助という部分から見て、今の目標はニードに対応できているのでしょうか。

【説明者】

互助という点については、今回策定した第6期の高齢者介護保険事業計画の中でもその点に触れていまして、共助、公助の大幅な拡充の期待することが難しくなってきたことから自助・互助の果たすべき役割が重要となっています。

ボランティアポイント制度という事業を行っていて、ボランティアを行った場合にポイントが付きます。ポイントがつくボランティア活動というのはある程度制限がありますが、従来よりも広げていって、より多くの方にボランティアポイント事業をご利用してもらい、それを機会にボランティア活動につながっていくことを目指しています。これは社会福祉協議会への委託事業として行っていますので、そういった面からも社会福祉協議会と連携を更に強めていって、今後、元気な高齢者や専門的な資格がなくても、地域の中で様々な活動につながっていくボランティアの方たちの育成というのを重点に取り組んでいきたいと考えています。

【部会長】

それに対しては、これらの事業とつながりというのは、どういうふうにつくっていくのでしょうか。

【説明者】

地域の中でつながっている事業、様々な地域の中で取組を行っているものには、やはり今後はボランティアの方たちが担い手となって関わっていただきます。地域の中で安心して暮らしていけるための地域づくりということですので、その意識を高めていくという点と、具体的にそういった地域の中での様々な取組にかかわりを持っていただくということをしっかりと構築していきたいと思っています。

カフェや支援付き高齢者住宅で、地域とのかかわり、例えば町会であるとか、地域住民に開放した住宅づくりなども指導しているところですので、そこをオープンスペースとして利用して、住居の高齢者だけではなく、地域の方々も活用できるような場の提供などもしていければと考えております。

【部会長】

ありがとうございました。

<説明者交代・委員紹介・趣旨説明>

【部会長】

それでは、計画事業26「歯から始める子育て支援」について事務局から体系の説明をお願いします。

【事務局】

計画事業26「歯から始める子育て支援」についてご説明します。

この事業は、個別目標「心身ともに健やかにくらせるまち」に位置付けられた事業です。

この個別目標は、「区民一人ひとりが健康に対する意識を高く持って、積極的に健康づくりに取り組み、身近なところに健康づくりを実施することができる環境が整備されたまちを目指します。

また、充実した保健、医療体制が整備されており、誰もが適切な保健医療サービスを受けることができるまちを目指します」という内容です。

この個別目標の中には、2つ、基本施策があります。

1つ目は、「一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進」、2つ目は、「多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進」です。

今回ご説明する、計画事業26「歯から始める子育て支援」は、1つ目の「一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進」という基本施策に位置付けられています。

同じ基本施策の中には、計画事業として、「食育の推進」や「女性の健康支援」があります。

経常事業としては、「国民健康保険の運営」や、「保健センターの管理運営」などがあります。

今回ご説明する「歯から始める子育て支援」は、子どもの歯と口の健康を維持するため、学校や保育園等での出張歯科健康教育、かかりつけ歯科医師による相談や、フッ化物の塗布など、

乳幼児期から子どもの歯科保健を支えるための環境整備を図るとともに、口腔機能に対する保護者の不安を解消する体制を整備することにより、子どもの健康づくりと保護者の子育てを支援するという内容になっています。

事務局からのご説明は以上です。

【部会長】

健康推進課長、説明をお願いします。

【説明者】

健康推進課長です。よろしくお願いします。

「子育て支援」と書いていますが、子育て支援にはいろんな保護者の不安があります。その中でむし歯、飲み込みや、口腔に関しての不安もあるというところから保護者を支えていくということが大きな目的です。

実際の取組ですが、デンタルサポーターという、区の研修を受けた歯科医がいます。デンタルサポーターは区の研修で受けたフッ素の塗り方、あるいは口腔ケアを行います。

また、地域で活動している衛生士が、保育園など地域に出張して、歯の健康教育をします。

食べ方相談ができるデンタルサポーターも、今年40人ほど育成ができたため、順次これから拡大していこうと思っています。新宿区は2つの歯科医師会があり、協力を得てやっています。

目標設定です。まず5歳でフッ化物歯磨き剤を使っている子どもを70%以上、食べ方が相談できるデンタルサポーターを84人、5歳でむし歯のない子どもの割合を70%、そして、健康教育については、地域活動歯科衛生士の教育回数50回という目標を立てています。

それぞれの指標については、ほぼ達成していますが、指標2については、達成率が66.7%ということで、事業改善が必要になってくると評価しています。後ほど改善点などもご説明しようと思いますが、特に、食べ方相談ができるデンタルサポーター養成をもう少し頑張らなければいけないということが、我々の評価になっています。

内部評価です。サービスの担い手については、区が色々な団体とつなぎ役になって連携を図り、実際には地区歯科医師会が担い手になっているということで、適切と判断しています。

目標設定については、色々なアンケートを取ると、子どもの口腔ケアに不安を持つ保護者が多いということが分かったので、色々な側面で食べ方の相談をできる人材を育成するということは、ニーズに的確に対応していると判断しており、適切と評価しています。

効果・効率については、基本的に地域の歯科医師の協力によってむし歯予防の取組などが行われるほかに、保育園などで現場に行って活動していることから、効果的としています。

達成度については、総合的に高いと評価しました。指標2については目標値に達していませんので、歯科医師だけではなく歯科衛生士もデンタルサポーターにしようということで養成を強化しました。デンタルサポーターを広げて、デンタルサポーターがいるという歯科医院を増やして、ご両親が気軽に相談できる、かつ、フッ素が塗れてむし歯があった場合については治療もできるようなところを目指すという評価をしました。

総合評価ですが、計画どおりと評価しました。実際に5歳のむし歯のない子どもの割合が改

善していますし、26年度に区内の30校でフッ素の塗布の事業のアンケート調査をしたところフッ素の塗布をしていない群に比べて、むし歯が28%、約3割少ないということが分かりました。非常に効果があるため更に推進すべきと評価しています。

26年度の課題と、課題を踏まえた取組です。課題については、効果測定というのがなかなか具体的にできなかつたということがあったので、26年度は課題を立てて、先ほど申し上げたアンケートを実施しました。

アンケートによってこの事業の効果が高く、むし歯予防に寄与できるということが明らかになりました。

またデンタルサポーターの会議の中で、新宿の特色として外国人が多いため、外国版のリーフレットなども配る必要があるということが課題として挙げられました。外国版のリーフレットを作って、幼稚園、子ども園、保育園、保健センターを通じて、関係するところに配布しました。

27年度の取組については、このアンケート結果を踏まえて、フッ素塗布や、専門家による相談が非常に効果があると知ってもらうために、色んな側面をチャンネルを通じて周知することに力点を置いています。

保育園などで紙芝居などを使って、子どもが分かりやすいかたちで周知を行い、むし歯をなくしていくことや、口の中のケアをご両親も知ってもらって、子育ての不安の1つを取り除くように推進していきたいと思っています。

第二次実行計画を通じた分析です。フッ素や口腔ケアの事業に参加したことで具体的にどのくらいの効果があったかという調査というのは、全国的に見てもあまり行われておらず、先進的な取組であったと自負していますが、区の歯科保健制度に参加した人のむし歯が実際に減ったという結果が出ました。

併せて新宿区は国や都に比べてむし歯の本数が高いということも分かりました。1つの原因として、日本人と外国人を比べると外国人のほうがむし歯の本数が高いということが分かっており、新宿区には外国人が多いため外国人のむし歯が寄与しているんだろうと思っています。対策として外国人への理解というところも必要になってくるということになります。

ただし、その全国・都平均のむし歯の本数と比べても年を追うごとに改善されており、ほぼ横並びになってきています。

またアンケートで、朝食をとっている児童というのはむし歯が少なかったというところが分かってきており、これは朝食がむし歯を減らすのではなくて、そうしたリズム、規則正しい生活がむし歯をなくすという側面が出てきました。規則正しい生活をしていくことや、朝食をとるといったことは直接的にむし歯を減らすというほかに、食育にも通じる事業として考えているところもありますので、教育委員会などとも協力して取り組んでいく問題だろうと認識しています。

第三次実行計画に向けてですが、更にこのフッ素を塗るということの効果を知り、フッ素の塗布率を高めていくことを目標にしたいと思います。

以上で説明を終わります。

【部会長】

ありがとうございました。

【委員】

2つ質問がありますが、指標3のむし歯のない子どもの割合の母数はどのような人たちでしょうか。

もう1つの質問が、指標2の歯科医療従事者についての質問です。歯科医師会に入っていない歯科医は、デンタルサポーターにはならないということでしょうか。

【説明者】

健康推進課長です。歯科医師会以外の方はデンタルサポーターになれるかというご質問です。新宿には新宿区歯科医師会と四谷牛込歯科医師会の2つの団体があります。団体に委託してお願いしているため歯科医師会に入っていない歯科医はなれません。また、歯科医師会への加入率が低いところは課題の1つとして考えています。

そのため、デンタルサポーターが広まらない場合は、個別のドクターと区が個別の委託契約を結ぶということも、今後は必要な手段になっていくかもしれないと考えています。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。指標3むし歯のない子どもの割合の母集団ですが、新宿区立の保育園、こども園の5才児の園児で、受診園児の人数は514人です。

【委員】

特に生活に困窮している母子家庭と、余裕のない状態で子育てをしている人たちに支援が届いているかという意味で母数を聞きました。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。保育園等で様々なご家庭の方々に対しても、地域活動歯科衛生士の普及の中でも教育をするとともに、先ほどの受診率が38%程度のフッ素塗布の受診率しかないので、受診率を上げていく普及啓発を更にしていきたいと思っております。

【委員】

この事業は、いわゆる8020運動の根幹になる事業で、予防事業ですから、関心を持ってもらうことだけでも大変だろうと思います。

アンケートの新宿区の歯科健康制度を利用するとむし歯が28%少ないという結果はかなり自信がある数だと思うんですけど、詳しく教えていただければと思います。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。ほとんどほかの自治体ではこういう調査はしていないと思うのですが、事業に参加している方はむし歯が少ないという以外にも色々なことが分かってきました。朝食を食べている子のむし歯が少ないということや、普通はうがいができるようになってから歯磨き粉を使うところを1歳ぐらいからフッ素入り歯磨き粉を使っているとむし歯が予防できるということも今回初めて分かりました。

歯科健診とフッ化物塗布の母集団は、3歳から6歳の子どもで7,921人です。この7,921人の全員にフッ素の無料塗布券が送られます。年に2回、歯科医師会に入っている歯科医で、フッ素の無料塗布と歯の健診を受けられます。そのうち歯科健診とフッ化物塗布を約38%3,000人が受けています。全員受けていたら、もっとむし歯が減るんですが、実際には38%しか受けていないということです。受けていない方の理由も色々あって、先ほどご質問にあった歯科医師会に入っていない先生のところで歯科健診とフッ化物塗布を受ける方もいます。必ずしも区の制度を使わなくてもいいわけですが、2,000円とか3,000円のお金がかかってしまうので、この事業を利用すれば生活の困窮にかかわらず、歯科健診とフッ化物塗布を受けられることとなります。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

6歳児と12歳児のむし歯のある子のパーセントはどのぐらいですか。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。まず、6歳児を小学校1年生とすると、新宿区の場合ではむし歯のある子が41.5%です。

それから12歳児を中学1年生とするとむし歯のある子は43.1%です。

東京都の場合だと小学1年生は40.3%です。新宿区は東京都より1.2ポイントぐらいむし歯が多いということになります。

それから中学1年生ですが、東京都が39.3%ということで、東京都より約3.8ポイント増えてしまっています。中学1年生になるとかなりむし歯が増えてしまっているのが新宿区の現状です。

【委員】

6歳で40%だったのが、12歳で39%になるというのは、どういうことでしょうか。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。乳歯にむし歯が多かった子どもが生えかわって永久歯になるタイミングで、歯科医が介入すると、生え変わった後の永久歯のむし歯の有病率は減るということです。

ただ、違う研究では、乳歯でむし歯が多かった子は、確実に永久歯でもむし歯が多くなるということも言われています。つまり、生え変わっているものの、生活習慣が変わっていないので、乳歯でむし歯が多かったお子さんは永久歯でもむし歯が増えてしまうことです。なので学校の保健の中でももう少ししっかりしないと、乳歯のむし歯自体が多かった子は最初から永久歯のむし歯になりやすいというリスクを持っています。

【委員】

デンタルサポーターになっている人は歯医者の数ということですか、歯科医院に1人でしょうか。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。デンタルサポーターというのは、子育て支援事業の様々な研修を受けた歯科医師や歯科衛生士の方々です。歯科医師でもデンタルサポーターの登録をしている方は、年に1回、かなり厳しい講習を受けていただいているんですが、その中で更に飲み込みのことをやっている方だと絞られてきます。子どもの飲み込みというのは、専門領域として確立していないので、各保健センターが行っている専門の相談を見に来ていただき、食べ方の相談ができるデンタルサポーターが40人ということで、デンタルサポーター自体はもう少し多い数ということになっています。

【委員】

様々なご説明から、歯の健康と生活習慣が非常に密接な関わりを持っているということが理解できました。指標2でむし歯のない子どもの5歳児の割合が出てきているということは、この段階でこども園とか保育園で健診をしているということだと思えるんですが、そこに保護者がどうかかかわってきているのでしょうか。結局、保護者の生活習慣が変わらないと、子どもが自分で改善するということが、できないわけですから、健診の現場に保護者がどうかかかわっているのか、立ち会っているのか、それとも結果報告だけで、書面で伝えているのか教えていただきたいと思います。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。とても大事なポイントをご指摘いただきましたが、地域活動歯科衛生士の人たちは、子どもたちに指導するだけではなくて、保護者会にも行っています。保護者会は43園のうちまだ10園しか行っていないんですが、その10園の中で1歳児のお子さんをお持ちの保護者の方たちに様々な新しい知識をお伝えしています。

【部会長】

指標4で、健康教育の実施回数ということで、50回と出ていますが、この50の根拠ってどうということでしょうか。

【説明者】

健康企画・歯科保健担当副参事です。地域活動歯科衛生士というのは、地域で活動して子どもたちの歯のために活動したい新宿区内に在住や勤務する歯科衛生士です。正式な職員というよりは、ボランティアに近い形で活動していただいているため、まだまだ人数も多くないです。第三次実行計画では、地域活動歯科衛生士を増やしながら、もっとたくさんの園で教育ができるボランティアを増やしていく予定です。50回という根拠は、現在十数人いる地域活動歯科衛生士が活動できる、1つの目標値として設定しました。また健康教育は園に手を挙げていただけないと実施できませんので、園に対する普及・啓発も含めて実施していきます。

もう1つ、四谷牛込歯科医師会は、保育園などで表彰式等を行っているので、今後できれば新宿区歯科医師会にも協力していただいて、子どもたちの表彰式の中に教育のことが少しずつ浸透していくような方法を工夫していきたいと思っています。

【部会長】

ありがとうございました。

<閉会>